

改正案	現行
<p>（無線局の免許及び再免許並びに予備免許）</p> <p>第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局又は基幹放送をする無線局に割り当てることのできる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3箇月以上6箇月を超えない期間に申請を行った者に限り、基幹放送をする無線局については、同条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際、再免許に係る放送の継続の確保に配慮する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 無線局事項書に記載された事項は、次のアからクまでに適合するものであること。</p> <p>ア 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由は、別表2の区分に適合するものであること。ただし、放送局にあつては、別表2に定めるもののほか、無線局の目的は、免許規則別表第2号第1注20の区分によることとし、放送業務を行うために開設するものであること。また、認定特定基地局にあつては、この規定にかかわらず、無線局の目的が電気通信業務用又は移動受信用地上基幹放送用であり、免許の主体が当該認定計</p>	<p>（無線局の免許及び再免許並びに予備免許）</p> <p>第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局又は基幹放送をする無線局に割り当てることのできる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3箇月以上6箇月を超えない期間に申請を行った者に限り、基幹放送をする無線局については、同条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際、再免許に係る放送の継続の確保に配慮する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 無線局事項書に記載された事項は、次のアからクまでに適合するものであること。</p> <p>ア 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由は、別表2の区分に適合するものであること。ただし、放送局にあつては、別表2に定めるもののほか、無線局の目的は、免許規則別表第2号第1注20の区分によることとし、放送業務を行うために開設するものであること。また、認定特定基地局にあつては、この規定にかかわらず、無線局の目的が電気通信業務用であり、免許の主体が当該認定計画に係る認定開設者であるこ</p>

画に係る認定開設者であること。

イ (略)

ウ 通信の相手方及び通信事項又は放送事項及び放送区域は、無線局の目的及び開設を必要とする理由に照らし適正なものであること。ただし、認定特定基地局にあつては、この規定にかかわらず、通信事項又は放送事項及び放送区域が当該認定計画に照らし適正なものであること。

エ～ク (略)

(4)～(15) (略)

別添6 (第3条関係)

地上系による基幹放送局 (移動受信用地上基幹放送に係るものを除く。)に係る比較審査基準

1～6 (略)

別表1 (第3条関係)

1 周波数の割当てが可能な無線局の目的又は用途の一覧

無線局の目的	用途等
(略)	(略)
<u>高精細度テレビジョン放送</u> <u>高精細度テレビジョン放送 (デジタル放送)</u>	<u>高精細度テレビジョン放送</u> <u>高精細度テレビジョン音声多重放送</u> <u>高精細度テレビジョン文字多重放送</u> <u>高精細度テレビジョンデータ多重放送</u>
<u>マルチメディア放送</u>	<u>マルチメディア放送</u>

と。

イ (略)

ウ 通信の相手方及び通信事項又は放送事項及び放送区域は、無線局の目的及び開設を必要とする理由に照らし適正なものであること。ただし、認定特定基地局にあつては、この規定にかかわらず、通信事項が当該認定計画に照らし適正なものであること。

エ～ク (略)

(4)～(15) (略)

別添6 (第3条関係)

地上系による基幹放送局に係る比較審査基準

1～6 (略)

別表1 (第3条関係)

1 周波数の割当てが可能な無線局の目的又は用途の一覧

無線局の目的	用途等
(略)	(略)
<u>高精細度テレビジョン放送</u> <u>高精細度テレビジョン放送 (デジタル放送)</u>	<u>高精細度テレビジョン放送</u> <u>高精細度テレビジョン音声多重放送</u> <u>高精細度テレビジョン文字多重放送</u> <u>高精細度テレビジョンデータ多重放送</u>
(略)	(略)

(略)	(略)
-----	-----

別表 2 (第 3 条関係)

無線局の目的、通信事項、免許の主体及び開設の理由

無線局の目的	通信事項 (注 1)	免許の主体及び開設の理由
(略)	(略)	(略)
<u>マルチメディア放送</u>		<u>放送の公正かつ能率的な普及、その他公共の福祉の増進に寄与することを目的としてマルチメディア放送に係る基幹放送局を開設するものであること。</u>
<u>一般放送</u>	<u>一般放送に関する事項</u>	<u>放送法第 2 条第 3 号の一般放送を行うために開設するものであること。</u>
(略)	(略)	(略)

注 1～10 (略)

別紙 1 (第 4 条関係) 無線局の局種別審査基準

第 2 地上基幹放送局

1～3 (略)

4 マルチメディア放送局

マルチメディア放送局の審査は、第 2 章の基準によるほか、次により行う。

(1) 放送区域を示す図は、送信空中線の位置、高さ、指向特性及び実効輻

--	--

別表 2 (第 3 条関係)

無線局の目的、通信事項、免許の主体及び開設の理由

無線局の目的	通信事項 (注 1)	免許の主体及び開設の理由
(略)	(略)	(略)
<u>一般放送</u>	<u>一般放送に関する事項</u>	<u>放送法第 2 条第 3 号の一般放送を行うために開設するものであること。</u>
(略)	(略)	(略)

注 1～10 (略)

別紙 1 (第 4 条関係) 無線局の局種別審査基準

第 2 地上基幹放送局

1～3 (略)

射電力からみて適正に記載されているものであること。

(2) 他の無線局等への混信を排除するため、送信する電波の偏波面が選定されていること。

(3) 空中線電力の審査は、(1)に掲げる基準に準じて行う。この場合において、実効輻射電力の値は、次により整理すること。

空中線電力に空中線利得、給電線損失等を乗除して3けたまで計算し、3けた目を四捨五入して2けたで表示すること。ただし、1けた目の数字が1の場合において、3けた目の数字が2以下のときには切り捨て、8以上の場合には切り上げ、3から7までのときは5とすること。

(4) 他の事業者が開設する業務用無線局及び周波数帯域が隣接する他のシステムの無線局へ干渉の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な措置を講ずるものであること。

(5) 特定基地局にあつては、電波の能率的な利用を確保するため、認定計画に記載されている技術等を採用していること。

5 その他の地上基幹放送局

第2章の基準によるものとする。

4 その他の地上基幹放送局

第2章の基準によるものとする。